



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年12月1日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日
平成26年11月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人C o C o
- 代表者の氏名
井口 萌
- 主たる事務所の所在地
上伊那郡辰野町大字赤羽265番地1
- 定款に記載された目的
この法人は、主として上伊那地域の障害者に対して、生活自律支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年12月1日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
茅野ショッピングセンターメリーパーク
茅野市宮川字家下4483 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マルエー企画
茅野市宮川4449-1
株式会社ケーヨー
千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1
- 変更事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	8箇所	9箇所
出口	8箇所	9箇所
合計	16箇所	18箇所

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 変更年月日
平成26年11月1日
- 届出年月日
平成26年10月31日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成26年12月1日から平成27年4月1日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

平成26年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成26年12月1日

長野県知事 阿部 守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,149.28 ^{ha}
	土砂流出防備保安林	90.48
千曲川中流（小県郡、上田市、東御市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	1,463.26
	土砂流出防備保安林	53.49
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,016.16
	土砂流出防備保安林	337.87
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,189.86
	土砂流出防備保安林	592.79
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,212.60
	土砂流出防備保安林	871.08
木曾谷（木曾郡）	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,238.83
	土砂流出防備保安林	269.58

中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,143.05
	土砂流出防備保安林	783.68
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	213.83
	土砂流出防備保安林	110.87
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源涵養保安林 干害防備保安林	348.96
	土砂流出防備保安林	71.80
諏訪郡富士見町立沢字碑ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穩7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
大町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
大町都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、大町市役所

- 縦覧期間
自 平成26年12月1日
至 平成26年12月15日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
池田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
池田都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、池田町役場、松川村役場
- 縦覧期間
自 平成26年12月1日
至 平成26年12月15日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年12月1日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
白馬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
白馬都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、白馬村役場
- 縦覧期間
自 平成26年12月1日
至 平成26年12月15日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成26年12月7日に開催を予定していた長野都市計画一団地の官公庁施設の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成26年12月1日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課